

■平和記念公園

ヒロシマ・ピース・ボランティアの解説

ボランティアスタッフが、公園やその周辺の慰霊碑などの解説をします。

回 8月1日(土)～31日(月)の10:30～15:30(受け付けは14:30まで)

※所要時間は1時間から1時間半

回 当日、平和記念資料館東館1階の総合案内向かい受け付けデスクへ。1グループ10人以内。当日受け付けのみ。熱中症警戒アラート発表などにより中止する場合あり
回 平和文化センター平和文化企画課(☎541-5544、☎247-2464)

■江波山気象館

展示解説 被爆建物としての江波山気象館

本館(旧広島地方気象台)に残る被爆の傷痕や被爆当時の様子が分かる資料などについて解説します。

回 8月6日(木)11:00～15:00(随時)

回 入館料 大人100円、高校生*・シニア(年齢証明が必要)50円

回 ☎231-0177、☎234-1013

■原爆供養塔前(平和記念公園内)

原爆供養塔慰霊行事



原爆死没者の霊を慰め、世界恒久平和を祈り、慰霊行事を行います。

回 8月6日(木)6:15～7:00

回 原爆被害対策部調査課(☎504-2191、☎504-2257)

■原爆死没者追悼平和祈念館(地下1階)

被爆体験記朗読会

被爆者とその家族などが記した被爆体験記と原爆詩を朗読し、平和の尊さを伝えます。

日程	開催時間(各40分)	言語
8/5(水)	11:00、12:30、14:00、15:30、17:00から	日本語
	12:30、14:00、15:30から	英語
8/6(木)	9:30、11:00、14:00、15:30から	日本語
	9:30、11:00、14:00から	英語

回 原爆死没者追悼平和祈念館(☎543-6271、☎543-6273)

■郷土資料館

郷土資料館被爆建物案内

被爆建物である同館建物(旧宇品陸軍糧秣支廠缶詰工場)の案内や「一銭洋食」、「江波団子」の試食を行います。

回 8月6日(木)9:00～16:30(試食は10:00～15:30。材料が無くなり次第終了)

回 入館料 大人100円、高校生*・シニア(年齢証明が必要)50円

※詳しくは、同館HPで

回 ☎253-6771、☎253-6772

■平和記念資料館(東館地下1階)

長崎原爆犠牲者慰霊の会

長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に合わせた黙とう、原爆被爆の実相や平和の大切さを伝える交流証言講話(長崎の伝承講話)を行います。

回 8月9日(日)10:50～12:00

回 当日会場で。先着300人

回 平和文化センター平和文化企画課(☎242-8872、☎247-2464)

8月6日の市の施設などの開館状況

市は8月6日を平和記念日として休日になっているため、市役所の仕事は原則休みです。市の施設などの開館状況は以下のとおりです。

①利用できない施設

●市役所・区役所・出張所・連絡所 ●公文書館 ●公民館 ●留学生会館
●東・西地域交流センター ●ゆいぽーと ●配偶者暴力相談支援センター(休日DV電話相談で受け付け) ●総合福祉センター ●区地域福祉センター
●福祉センター ●社会福祉センター中広会館 ●心身障害者福祉センター
●身体障害者・知的障害者更生相談所 ●障害者デイスサービスセンター ●老人福祉センター ●老人いこいの家(草津は除く) ●精神保健福祉センター
●保健所・区保健センター・福祉事務所 ●動物愛護センター ●子ども療育センター ●青少年野外活動センター・こども村 ●三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター ●児童相談所(児童虐待相談・通告は24時間受け付け)
●安佐南工場大型ごみ破碎処理施設 ●恵下埋立地 ●西部リサイクルプラザ(啓発施設のみ) ●広島競輪場 ●湯来交流体験センター ●湯来農村環境改善センター ●水産振興センター ●豪雨災害伝承館 ●防災センター

②利用できる施設

開館時間が通常と異なる施設は以下のとおり。

①②を除く施設などは、通常どおり利用できます。

●市役所サービス・コーナー(9:00～18:30) ●平和記念資料館(9:45～21:00)
●G7広島サミット記念館(9:45～21:00) ●被爆遺構展示館(9:45～21:00)
●原爆死没者追悼平和祈念館(9:00～20:00) ●国際会議場(6:00～21:00)
●平和記念公園レストハウス(7:30～21:00) ●市役所旧庁舎資料展示室(8:30～18:30) ●映像文化ライブラリー(10:00～18:00) ●中央図書館(10:00～18:00) ●区図書館(9:00～17:00) ●佐伯区図書館湯来河野閲覧室(10:00～17:00) ●湯来特産品市場館(9:00～17:00) ●マイナンバーカードセンター(予約制)(9:00～17:00)

こども医療費補助制度を拡充します

こどもが医療機関などを受診した時の窓口での負担を軽減する「こども医療費補助制度」について、来年1月診療分から補助対象を拡充します。

回 市内に在住で、健康保険に加入しているこどもの保護者(生活保護、重度心身障害者医療費補助やひとり親家庭等医療費補助の対象者は除く)

来年1月診療分
からの変更点

- 対象年齢を「高校生年代まで*」に拡大
※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人
- 保護者の所得制限を撤廃

拡充により、新たに対象となる人は申請が必要です

【申請期間】8月3日(月)～9月11日(金)

【申請方法】電子申請システムで(郵送、持参も可)

詳しくは、市ホームページで

市HP ページ番号 1003459



回 保険年金課(☎504-2158、☎504-2135)

後期高齢者医療制度の保険料率などが変わります

原則75歳になると自動的に加入することになる後期高齢者医療制度。保険料は被保険者ごとに課せられます。全ての人が同じ額を負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合算で年間保険料が決まります(均等割額と所得割率は2年ごとに見直しが行われます)。

今年度からは、既存の医療保険料(医療分)に加え、社会全体で子育て世帯を支えるための「子ども・子育て支援金(子ども分)」を加えた金額となります。

令和8年度の年間保険料を記載した通知書を8月中旬に郵送しますので、お手元に届いたら確認してください。詳しくは、市ホームページで。

市HP ページ番号 1022654



●個人ごとの令和8年度年間保険料額(限度額は87万1000円)

医療分(限度額は85万円)

均等割額*1

5万5090円

+

所得割額

被保険者の前年の総所得金 所得割率
額など*2から基礎控除額を × 9.93%
差し引いた額

+

子ども分(限度額は2万1000円)

均等割額*1

1,337円

+

所得割額

被保険者の前年の総所得金 所得割率
額など*2から基礎控除額を × 0.25%
差し引いた額

※1 均等割額には、世帯内の被保険者と世帯主の前年中の所得の合計額などにより、軽減措置があります

※2 「公的年金等収入－公的年金等控除」、「事業収入－必要経費」などで算出される金額のことで、社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額も総所得金額などに含まれます

子ども・子育て支援金制度について詳しくは、こども家庭庁へ
こども家庭庁コールセンター ☎0120-303-272



回 保険年金課(☎504-2158、☎504-2135) か区福祉課

区	連絡先	区	連絡先
中	☎504-2570、☎504-2175	安佐南	☎831-4941、☎870-2255
東	☎568-7730、☎568-7781	安佐北	☎819-0585、☎819-0602
南	☎250-4107、☎254-9184	安芸	☎821-2808、☎821-2832
西	☎294-6218、☎233-9621	佐伯	☎943-9729、☎923-1611

国民健康保険高額療養費の上限額が変わります

8月診療分から、医療機関などで治療を受けた時に支払う一部負担金の自己負担限度額を改定します。詳しくは、市ホームページで。

市HP ページ番号 1022680



■主な改定内容

●月額自己負担限度額の上限を引き上げ

●年間自己負担限度額の上限を新設

回 区保険年金課(☎は4㌔左)

区	電話	区	電話
中	504-2555	安佐南	831-4929
東	568-7711	安佐北	819-3909
南	250-8941	安芸	821-4910
西	532-0933	佐伯	943-9712